

中間検査の指定について
(建築基準法の規定に基づく特定工程および特定工程後の工程の指定)

1 中間検査を行う目的

不特定多数を対象とする施設を中心に、特に建築物の構造耐力上の安全性について建築基準法の実効性を確保するため、更なる公共の福祉の増進を目指し、従来の指定用途で中間検査制度を継続実施することとします。

2 中間検査を行う区域 福井県の区域（福井市の区域を除く。）

3 中間検査を行う建築物の構造、用途または規模

次のいずれかに該当する建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 85 条第 5 項または第 6 項の規定による許可を受けた仮設建築物を除く。）

- (1) 建築物における新築、増築または改築に係る部分が、次の表の（ろ）欄に掲げる階を（い）欄に掲げる用途に供する建築物、または（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が（は）欄に該当する建築物

	(い)	(ろ)	(は)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
1	劇場、映画館または演芸場	3 階以上の階	200㎡以上
2	観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂または集会場		200㎡以上
3	病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、老人ホームまたは児童福祉施設等		300㎡以上
4	旅館またはホテル		300㎡以上
5	学校または体育館		2,000㎡以上
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店または物品販売業を営む店舗		500㎡以上

- (2) 階数が 3 以上である共同住宅

4 特定工程および特定工程後の工程

指定する特定工程および特定工程後の工程は、次のとおりとします。ただし、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる工程を除きます。

項	構造	基礎工事		建方工事	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
ア	木造	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	構造耐力上主要な軸組の建て方工事（枠組壁工法の場合は耐力壁の設置工事）	特定工程の軸組または壁を覆う外装工事または内装工事
イ	鉄骨造			1 階の鉄骨の建て方工事	特定工程の鉄骨を覆う耐火被覆工事または外装工事もしくは内装工事
ウ	鉄筋コンクリート造			2 階のはりおよび床版（階数が 1 の場合は屋根版）の配筋工事（ただし、当該工事を現場で行わないものは、2 階のはりおよび床版の取付け工事）	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事（ただし、当該工事を現場で行わないものは、2 階の柱または壁の取付け工事）
エ	鉄骨鉄筋コンクリート造			1 階の鉄骨の建て方工事	特定工程の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

備考 複数の異なる構造を併用する建築物で、2 以上の指定された工程を含むものにあつては、いずれか早い時期に終了する工程を特定工程とする。また、特定工程および特定工程後の工程は、対象となる建築物の工事に係るものとし、対象となる建築物が 2 以上ある場合または 1 の建築物の工区を分けた場合は、いずれか早期に終了する建築物または工区の工程を特定工程とする。

5 適用

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日以後に法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書または法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出するものについて適用し、同日前に法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書または法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出したものについては、なお従前の例によることとします。

6 その他

福井市の区域については、福井市が上記の内容について別途指定します。

また、階数が 3 以上である共同住宅については、仮設建築物や計画通知の建築物であっても建方工事の中間検査が必要です。